

町会・自治会にみんなが入って助け合おう

～地域でのふれあいの輪を広げ、生き生きとした心豊かな住みよいまちづくりを目指して～ 詳しくは□自治文化課

東日本大震災を機に、日ごろの地域住民の連携・連帯の必要性が叫ばれています。また、少子高齢化に伴う地域社会の弱体化が大きな課題となっている昨今「自助、共助、公助」によるまちづくりの重要性が一層増しています。

そのような中、地域の町会・自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持などをはじめ、高齢者の見守りや子どもの安全対策などに取り組み、行政と連携しながら住みよい街づくりを進める中心的な役割を果たしています。

家族の絆、隣人との絆の大切さが見直されているなか、ひとりでも多くの人の町会・自治会への参加・協力が不可欠となっています。あなたもぜひ町会・自治会にご加入ください。



町会・自治会の機能と目的

相互扶助

災害時など、いざというときに、町会・自治会を通じて助け合う。

生活環境の維持・改善

ゴミステーションや防犯灯の管理、地域の環境美化や清掃活動などを通じ、住民が快適に暮らせるように生活環境の維持や改善をする。

安心・安全

自主的に防犯活動、防災訓練などに取り組み、地域住民が安心して暮らせるようにする。

地域資源の保護・伝承

地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など様々な資源を保護伝承し、魅力ある地域づくりを進める。

自治

地域住民のニーズを反映した住みよい地域社会を実現するため、地域が抱える課題・問題について把握し、協力して解決する。

親睦

地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、住民同士の交流を広げ、住民相互の信頼関係や安心感を育む。

桶川市における町会・自治会の現状と役割

市には現在78の町会・自治会があり、それぞれの地域の実情に合わせた活動を日々展開し、地域の連帯感の向上に努め、市のまちづくりに大きな役割を果たしています。

しかしながら、ここ数年、町会・自治会の加入率は減少しており、平成26年4月現在では約75%の加入率となっています。

また、若い世代の加入率が減少していることから、自治会を運営する次世代の担い手が不足している現状があります。

町会・自治会とは？

町会・自治会とは、一定の区域内に住んでいることが縁で形成された自主的な組織であり、行政および関係団体との相互補完機能を果たす地縁団体として、桶川市の発展、地域住民生活の向上およびコミュニティの再生に寄与し、明るく住みよいまちづくりを目的に活動しています。

このようなことから、市の事業などに協力いただくこともありますが、市とは別の任意組織で地域住民が自主的に結成し、運営している団体です。その区域に住所を有する全ての人は構成員となることができ、住民相互の親睦を深めるほか、地域の様々な問題解決に向けた取り組みを行っています。

町会・自治会の役割とは？

住みよい地域づくりのためには、行政サービス（公助）に加え、地域住民の皆さんによる助け合い（共助）が欠かせません。このことは、東日本大震災を経験したなかで「地域の絆」「地域の力」とも言われるようになりました。

町会・自治会の取り組みは、まさに地域の「共助」の機能を高めるものであり、地域の多くの人が町会・自治会に加入し活動することにより住みよいまちづくりが実現可能となります。

また市では、町会・自治会をまちづくりに欠くことのできない重要なパートナーと位置づけ支援に努めています。

町会・自治会加入についての質問にお答えします

加入すると、どんなメリットがあるの？

行事などの活動を通じ、ご近所の人と親睦を図ることができます。このことが、いざという時に役立つものです。緊急時には、顔を知っているからこそ容易に助け合うことができますし、目には見えませんが「人脈」という財産を得られるものと思います。

さらに高齢者にとっては、身近な見守りが、また子どもたちには、安全な登下校ができるような見守り活動など、このようなことも町会・自治会を通じて行われています。

また、日常生活上の環境整備に係る問題などに対して、地域として要望を行っていくなど、安心・安全な地域づくりにつなげていくことができ、市の広報紙、行政が発行する情報紙なども配布されますので、各種の生活情報や身近なイベント情報も入手できます。

町会・自治会に未加入の人は、ぜひ加入し自分自身でメリットを感じていただきたいと思います。

税金を納めているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのでは？

住民のニーズが多様化している現在、行政による一律のサービスではなく、町会・自治会の皆さんが、自分たちのまちづくりに何が必要かを考え、自ら実行していくことがまちづくりの考え方として大切なことです。

また、地域での助け合いの取り組みは、東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要だと考えます。

年間を通じていろいろと行事に参加しなければならぬのでは？

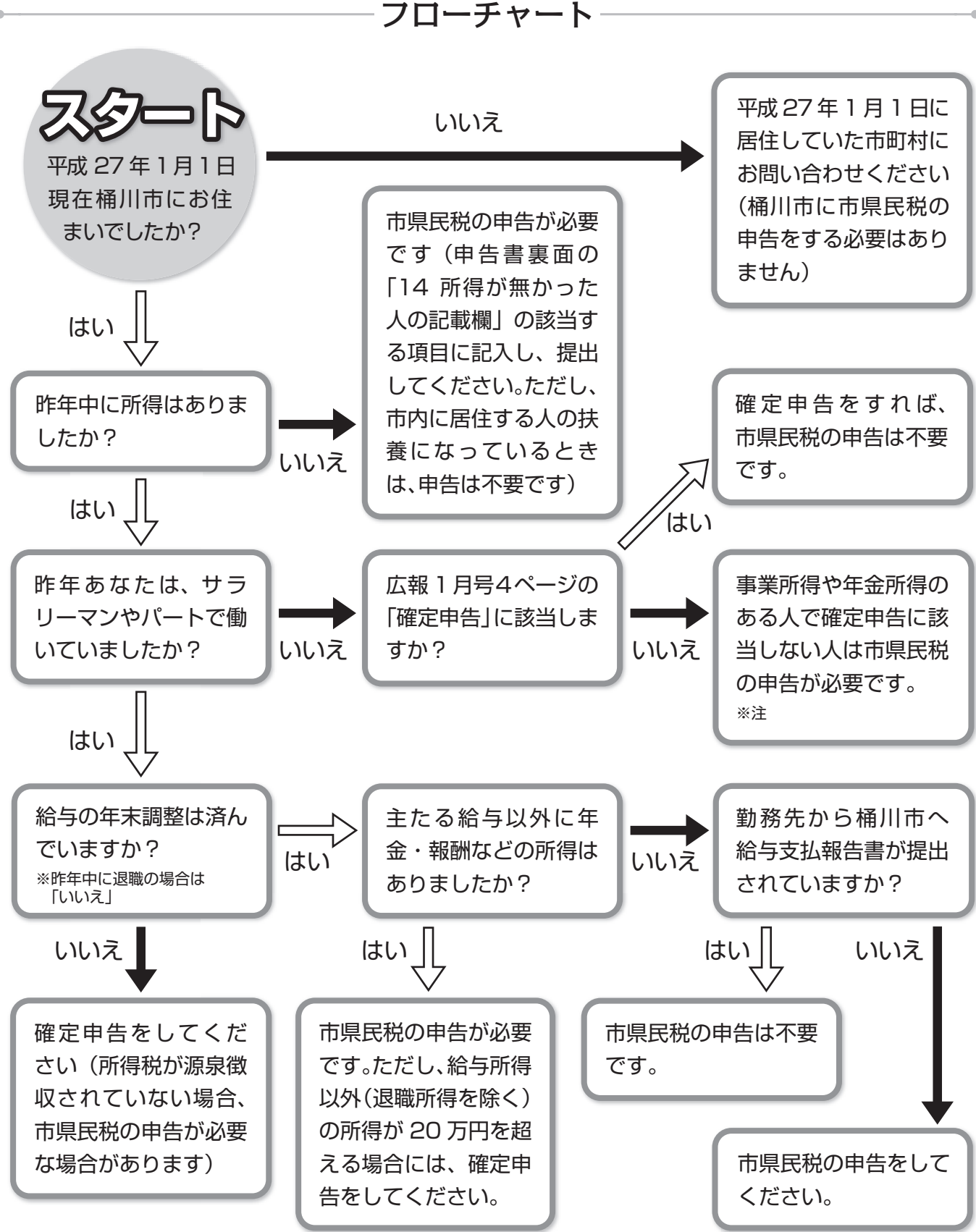
交流・親睦のために参加していただきたいと思いますが、基本的には自由参加ですのでご都合に合わせて参加いただければと思います。

どうやって加入するの？

お住まいの地域の町会長・自治会長などの役員へお申し出ください。なお、連絡先がわからない場合、その他ご不明な点があれば自治文化課へ問い合わせてください。

平成27年度 市県民税の申告判定フローチャート

このフローチャートは、市県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安です。
当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は税務課市民税グループまでお問い合わせください。



※注 公的年金所得のみの人は、広報 1 月号 4 ページの「公的年金を受給されている人へ」をご覧ください。

市県民税の申告のご案内

2月23日(月)より市県民税の申告の受け付けを行います。市県民税の申告内容は、課税(非課税)証明書や国民健康保険税などの基礎資料になります。日程を確認のうえ、**3月16日(月)**までに申告をしてください。なお、確定申告の日程は広報1月号をご覧ください。

詳しくは口税務課市民税グループ

●申告が必要な人

平成27年1月1日現在、桶川市内に住所を有し、次の①～③のどれにも当てはまらない人

- ① 所得税の確定申告（還付申告を含む）をする人
- ② 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人や厚生労働大臣などから市役所に公的年金等支払報告書が提出されている人で、他に所得のない人（源泉徴収票に記載されていない各種控除を受ける場合は、申告が必要です。）
- ③ 市内に住む家族・親族の税金上の扶養になっている人

▼年金収入が40万円以下で、かつ他の所得が20万円以下による確定申告が不要の人でも、年金天引き以外の社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などの追加の控除がある人は、市県民税の申告が必要です。

▼平成26年中の収入がなかった人も申告をする必要があります。

●郵送での受付
平成26年中の収入がなかった人、年末調整済の源泉徴収票を添付する

●申告に必要なもの

- ① 市県民税申告書（会場にもあります）
- ② 印鑑
- ③ 平成26年1月1日～12月31日の期間の収入金額や経費がわかるもの（源泉徴収票、給与明細、収支内訳書など）
- ④ 各種控除を証明できるもの（平成26年中に支払った領収書や証明書など）

（例）国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など。医療費控除を申請する人は領収書とその内容を記載した「医療費の明細書」。障害者控除を申告する人は障害者手帳や認定書など。

受付日		対象地区	受付会場
2月	23日(月)	北・南・東・西・神明・小針領家	桶川東公民館 (末広2丁目8番29号) ※昨年度と会場が異なりますので、ご注意ください。
	24日(火)	坂田・坂田東	
	25日(水)	末広・若宮・寿	
	26日(木)	朝日・加納・篠津・五町台・舎人新田・倉田・赤堀	
3月	3日(火)	上日出谷	市役所分庁舎 (上日出谷936番地の1) 農業センター (川田谷4414番地)
	4日(水)	下日出谷・下日出谷西	
	5日(木)	鴨川・泉	
	6日(金)	川田谷	
受付時間			午前9時～11時 午後1時～3時30分 ※期間中は市役所での申告書の受け付けは行いません。 ※上記受付日以外は受付会場に税務課職員がいないため、申告受付はできません。 ※毎年、申告初日や午前中は会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。 ※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

だけで申告が完了する人は、申告書に住所・氏名などの必要事項を記入し、市役所へ郵送してください。

送付先
〒363-8501 桶川市役所 税務課市民税グループ
(住所記入不要)

●「市県民税申告会場」での申告受付
申告はなるべく指定された受付日にお越しください。
指定された受付日に申告に来られないときは、3月9日(月)～16日(月)（土・日を除く）の間、税務課で受け付けます。

55年間ありがとう 桶川市役所本庁舎閉庁式

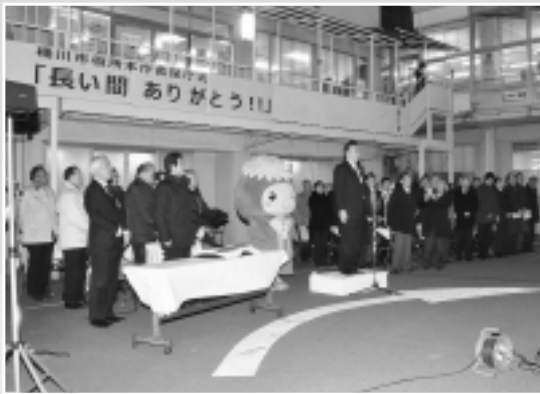
▶昭和40年代の市役所本庁舎の様子。中庭の駐車場に植栽があり、記念碑が設置されていました。駐車されている車に時代を感じます。



▲55年が経過した旧庁舎

桶川市役所本庁舎は、昭和34年から55年間使用されてきました。この度、新庁舎の建設に伴い、桶川市役所は仮設庁舎へ移転しました。

平成26年12月26日(金)、仕事納めの午後5時30分から閉庁式が行われ、55年間の歴史に幕を下ろしました。



▲庁舎へ感謝の気持ちを込めた閉庁宣言
(写真提供 ネモト写真桶川店)

▶小野市長、大隅議長によって本庁舎正門に掲げられていた看板がはずされました。(写真提供 ネモト写真桶川店)



来庁者駐車場位置図



桶川市役所仮設庁舎

住所：桶川市大字上日出谷936番地の1

電話：786-3211

※仮設庁舎へお越しの際は、仮設庁舎駐車場、分庁舎駐車場、第1～3来庁者駐車場をご利用ください。